公 告 第 ８ － ２ ８ ５ 号
令 和 ８ 年 １ ０ 月 ２ ２ 日

公　　告

分任支出負担行為担当官
海上自衛隊佐世保地方総監部
経理部長　多　田　浩　二

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得（海幕経第１４３号（令和８年３月２７日）別冊別紙第２１）を熟知の上、参加されたい。

記

１　入札方式　　一般競争入札

２　入札日時　　令 和 8 年 11 月 6 日 （金）　　10時00分
（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、前日の16時00分まで）

３　入札場所　　佐世保地方総監部経理部契約課入札室

４　入札参加申込の日時及び場所
(1)　日　時　　公告日～ 令 和 8 年 11 月 5 日 （木）
8時00分～12時00分及び13時00分～16時45分
（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。）
(2)　場　所　　佐世保地方総監部経理部契約課事務室
(3)　申　込　　入札に参加する者は、入札日の前日の16時45分までに参加申込書及び資格審査結果通知書の写を提出すること。
なお、直接仕様書の受領ができない者は、参加申込書に資格審査結果通知書を添えてＦＡＸにより送信すること。契約課で資格を確認した後、仕様書をＦＡＸにより送信する。

５　参加資格
(1)　予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2)　予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。
(3)　次のいずれかに該当する者であること。
令和０７・０８・０９年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のＤ等級以上に格付けされている者であること。なお、防衛省所管契約事務取扱細則第18条第4項第3号から第5号までのいずれかに該当すること者は格付けを問わないが、各号のいずれかに該当すること及び本公告の調達物品に係る技術分野を有しており本公告の調達物件を「役務請負」できる旨を入札日前日までに署名等にて申し出ること。
(4)　防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という。）又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5)　前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6)　警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除対象者として指定されている者でないこと。

６　入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１００/１１０に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、入札金額に非課税の項目がある場合は、課税金額のみに１００/１１０に相当する金額と非課税額を合算した金額で入札書に記載すること。なお、総額若しくは単価により落札を定める。
ただし、入札書に記載された金額が消費税法の課税標準と一致しないものは除く。

７　保　証　金
(1)　入札保証金　免　除
(2)　契約保証金　免　除
ただし、落札者が契約を結ばないときは、落札価格の１００分の５に相当する金額を違約金として徴収する。

８　入札の無効

５の参加資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。

上記のほか、入札金額が明瞭でない場合又は入札者が誰であるか識別し難い場合には、入札を無効とする。

９　契約書作成の必要の有無　　有

ただし、契約金額が２５０万円を超えず、特約条項の付与もない場合は請書の作成をもって代えることができる。

１０　適用する契約条項

役務請負契約一般条項

１１　入札に関する事項

契約管理番号	件　　名	数量・単位	納入場所又は履行場所	納　期（履行期限等）
G26-N27-2000498263-00	定検（船体）／（膨脹式救命いかだ）	１式	艦内及び受注者工場	令和9年11月2日　（火）

(1)　見本提出の有無　　無

(2)　見積（事前）提出の有無　　有

(3)　同等品審査等資料提出の有無　　無

(4)　仕様書配布の有無　　有

１２　その他

(1)　端数処理

入札書に記載された金額の１１０分の１００に相当する金額（又は、入札書に記載された金額に非課税の項目がある場合は、課税金額のみに１１０分の１００に相当する金額と非課税額を合算した金額）１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込があったものとする。

(2)　下請負

現に指名停止を受けている者の下請負（下請負の届出によるものを除く。）については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合にはこの限りではない。

※　その他

郵送により入札を行う場合は、入札書を調達要求番号、件名を表記した封筒に封入した上、更に当該封筒を封入し、外封筒に当たる封筒の表面に「入札書在中」の旨を朱書きして、原則として書留郵便により送付する。

なお、郵送した場合は、直ちに「入札・見積書を郵送した場合の通知書」（様式はＨＰ上に掲載）で必ずＦＡＸすること。

入札に関する問い合わせ先

〒８５７－８５６７　長崎県佐世保市平瀬町１８番地

佐世保地方総監部経理部契約課審査係（電話：0956-23-7111内線3252～3253　FAX：0956-24-4199）